破産手続廃止

平成２４年（フ）第７９８８号
東京都府中市南町４丁目５―20―201
破産者　矢野　節子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０３４号
東京都新宿区北新宿４丁目30―５―105
破産者　藤井　惟之
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０５９号
東京都江戸川区船堀６丁目１―12―303
破産者　鈴木　雅代
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０６６号
千葉県印西市大森3917―11　ラフィーネ木下Ⅱ―103、開始決定時の住所東京都八王子市打越町1105　振栄ハイツⅥ205
破産者　阪口　舞衣
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０８０号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘、開始決定時の住所東京都練馬区大泉町３丁目38―47―201
破産者　相田美保子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０８４号
神奈川県川崎市宮前区野川3138―21―201
破産者　野口　正樹
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０８９号
東京都大田区北馬込１丁目５―13―101
破産者　廣瀬　一夫
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１１７号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目35―６　ニューグランド内
破産者　山内　康史
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１４７号
東京都北区昭和町３丁目８―14―303
破産者　神長　善征
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１５９号
埼玉県川口市大字安行243―２
破産者　篠田　　悟
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２０８号
東京都練馬区東大泉５丁目40―20　第３そろの木マンション307、開始決定時の住所東京都練馬区東大泉５丁目40―20―302
破産者　秋谷　昭彦
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２１０号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目31―７―419
破産者　中村　哲夫
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２３８号
東京都葛飾区新小岩２丁目40―１　岸方
破産者　小松　友美
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２７３号
東京都足立区東和３丁目５―25―101
破産者　高宮　昭雄
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２９号
相模原市緑区西橋本１丁目28番21号
破産者　株式会社アストロマークス
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３１６６号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町２丁目３番８号
破産者　中道建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７号
青森県黒石市寿町10番地
破産者　株式会社相沢商事
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１３０号
さいたま市大宮区三橋１丁目629番の２
破産者　有限会社エフ・ティー・オー
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９８号
埼玉県加須市花崎２丁目32番地９
破産者　有限会社光伸のペイント
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６２８号
埼玉県上尾市谷津２丁目１番50号25
破産者　株式会社ウイルビー
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６２９号
埼玉県上尾市愛宕２丁目５番５号
破産者　有限会社ヘルメス
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２５号
埼玉県戸田市川岸２丁目３番16号
破産者　株式会社グローバル
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係